

争議行為の予告について

東都運業株式会社代表取締役酒井大作から争議行為を行う旨の通知が令和7年3月6日にあったので、労働関係調整法施行令（昭和21年勅令第478号）第10条の4第4項の規定に基づき、その概要を次のとおり公表する。

令和7年3月10日

東京都知事 小 池 百合子

一 事件

令和7年春闘及び年間一時金に関する件

二 日時

令和7年3月22日以降問題解決に至るまでの間

三 場所及び所在地

東都運業株式会社 葛飾区奥戸三丁目23番28号

四 種類（以下原文のまま掲載）

事業所の閉鎖、就労拒否その他一切の争議行為を実施する。